

武蔵五日市駅前拠点施設ロゴマーク及び施設名称デザイン募集要領

1 趣旨・目的

あきる野市では、令和6年度に武蔵五日市駅前拠点施設（以下「拠点施設」という。）を整備し、令和7年夏に開設する予定である。この施設が、市民や観光客、事業者などの利用者の皆さんにとって、気軽に立ち寄り、交流し、学べる場、くつろげる場となり、愛され利用される施設となるよう広く施設名称を募集し、2人の方からの応募により次のとおり決定しました。

この施設名称を踏まえ、拠点施設のロゴマークとともに、施設名称のデザインを募集します。

施設名称： フレア五日市

- 名称理由：**
- ① 「大きく広がる」という意味の「フレア (flare)」と「ふれあい」「五日市」を合わせた造語。この施設からふれあいの輪が大きく広がってほしいという思いから命名。
 - ② 「フレア」は、「ふれあい (交流)」をモチーフにして、さまざまな人々が気軽に立ち寄り、人と地域の多様な「ふれあい」が生まれる拠点施設という意味を込めて、「フレア五日市」と命名いたしました。

2 拠点施設の整備における基本方針

- (1) 情報等の発信を行う施設
- (2) 様々な人が集い、学び、憩うことができる施設
- (3) 地域の活性化につながる施設
- (4) 行政のまちづくりの考え方を伝えられる施設

3 募集内容

- (1) 拠点施設のロゴマーク： 縦横10cmの枠内にデザイン
- (2) 施設名称のデザイン〔縦と横のデザイン〕
 - 〔縦デザイン〕： 縦10cm、横5cmの枠内にデザイン
 - 〔横デザイン〕： 縦5cm、横10cmの枠内にデザイン

4 募集要件

- (1) 1の趣旨・目的に示すとおり、利用者の皆さんにとって、気軽に立ち寄り、交流し、学べる場、くつろげる場となり、愛され利用される施設となるよう、施設名称に沿ったロゴマークと、今回決定した施設名称のデザインを広く募集します。
- (2) ロゴマークについては、施設名称との一体感があり、拠点施設や周辺地域の特徴を踏まえたデザインとしてください。

- (3) 令和7年夏にオープンする拠点施設をPRするツールとして施設案内やイベント情報のチラシ・ホームページ等にて利用可能なデザインとしてください。
- (4) デザインはカラーとしますが、単色・モノクロで使用、縮尺を変えて使用する場合でも、イメージが損なわれないデザインとしてください。
- (5) 出来るだけ多くの人に見分けやすい配色を選ぶ、障がいのある方や高齢者に配慮をするなどすべての人に情報が伝わるようユニバーサルデザインを心掛けたデザインに努めてください。
- (6) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品としてください。
- (7) データで応募する場合には、データ容量は5MB以下とし、データ形式はjpeg、png、gifファイルのいずれかとしてください。

5 応募資格

どなたでも応募できます。

- ※ プロ・アマは問いません。
- ※ 年齢は問いません。(ただし、18歳未満の方は、親権者の同意が必要です。)
- ※ グループでの応募も可能です。(代表者1名を決めて、その方が応募してください。)

6 募集期間

令和6年11月1日(金)から11月29日(金)まで(必着)

7 応募方法

Webフォームによる応募(LoGoフォーム)、郵送、持参又は電子メールのいずれかで応募してください。

- ※ 1人何作品でも応募可能ですが、応募1通につき1作品です。

(1) Webフォームによる応募

所定のWebフォームに必要事項を入力し、拠点施設のロゴマーク又は施設名称のデザインのデータファイルを添付して提出してください。

- ・ Webフォーム(LoGoフォーム)

URL：<https://logoform.jp/form/KPgt/781114>

(2) 郵送・持参による応募

郵送又は持参で応募する場合は、応募用紙と作品を同封の上、提出してください。

なお、作品を電子データで作成した場合は、CD-Rに保存し、提出してください。

- ※ 応募用紙はあきる野市ホームページからダウンロードしてください(ネット環境がない方は、観光まちづくり推進課(五日市出張所1階)と商工振興課(市役所3階)の窓口で応募用紙を配布しています。)

【郵送先】

〒190-0164 あきる野市五日市4-1-1番地

あきる野市 商工観光部 観光まちづくり推進課

※ 封筒に「ロゴマーク在中」又は「施設名称デザイン在中」と記入してください。

【持参先】

- ・あきる野市役所 五日市出張所（1階）観光まちづくり推進課の窓口
- ・あきる野市役所（3階）商工振興課の窓口

受付日時：令和6年11月1日（金）から11月29日（金）まで

午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

（3）電子メールによる応募

電子メールで応募する場合は、市ホームページからダウンロードした応募用紙と作品の電子データ（総データ容量5MB以下）を添付して、以下のアドレスまで送信してください。

※ 応募用紙はあきる野市ホームページからダウンロードしてください（ネット環境がない方は、観光まちづくり推進課（五日市出張所1階）と商工振興課（市役所3階）の窓口で応募用紙を配布しています。）。

【電子メール】

041001@akiruno-info.tokyo.jp

※ メールタイトル（件名）に、「拠点施設のロゴマーク応募」、「施設名称のデザイン応募」又はその両方の件名を入力してください。

8 審査及び選定

庁内で審査し、選定します。

9 結果発表

採用された場合は、直接本人に通知（令和6年12月予定）するとともに、採用作品を広報あきる野及び市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。また、採用者については、氏名及びお住いの地域（市区町村名まで）を公表することがあります。

10 表彰・記念品

拠点施設の開設式典（開催日未定：令和7年7月）において表彰を行う予定です。その際、採用者へ記念品の贈呈を予定しています。

11 その他留意事項

- （1）応募作品は、自作・未発表の作品とし、他の著作権や商標、その他第三者の権利を侵害しないものに限り、応募作品の著作権等に係る問題が生じた場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。市では一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

- (2) 応募作品に虚偽や違反等があった場合は、採用作品の発表後でも採用を取り消すことがあります。
- (3) 応募に係る費用は、応募者の負担とし、応募作品及びCD-Rの返却はいたしません。
- (4) 採用作品の著作権等の一切の権利は、市に帰属するものとします。また、応募者は著作人格権を行使しないものとします。
- (5) 電子データで作成された作品が採用された場合は、採用後に編集用データも提出していただきます。
- (6) 採用作品の使用に当たっては、デザインのコンセプトを尊重しながら、必要に応じて色・デザイン等の修正・加工を行う場合があります。
- (7) 応募作品は、提出後に修正することはできません。
- (8) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考過程のお問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。
- (9) 応募に係る個人情報、正当な理由なく第三者に開示、提供することはありません。ただし、採用者については、氏名及びお住いの地域（市区町村名まで）を公表することがあります。
- (10) 未成年の方については、受賞した場合に親権者の同意が必要となります。
- (11) 郵便や電子申請システムの事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で作品が開けない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。
- (12) 応募作品が既発表作品と同一、酷似している場合、または第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、本募集要領に反している場合は、採用結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。
- (13) 本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
- (14) 応募の時点で、本募集要領の記載事項に同意したものとします。
- (15) 拠点施設のロゴマークと施設名称（デザインされたもの）、合わせて使用する場合があります。

1.2 問合せ先

あきる野市 商工観光部 観光まちづくり推進課（あきる野市役所五日市出張所1階）

住 所：〒190-0164 あきる野市五日市411番地

電 話：042-595-1135

電子メール：041001@akiruno-info.tokyo.jp